

令和6年度～令和8年度 GSS 利用及び
データ駆動型行政加速化サービスにかかる
デバイス・ソフトウェア・管理支援

要件定義書（案）

経済産業省

目次

1	デバイス・ソフトウェア・管理にかかる調達の概要	3
1. 1	複合機等デバイス類	3
(1)	デバイスの種類および数量	3
(2)	デバイス要件	3
ア	複合機	3
イ	フロアプリンタ (モノクロ)	6
ウ	フロアプリンタ (カラー)	7
エ	モバイルプリンタ	8
オ	モバイルスキャナ	9
カ	業務用端末	10
1. 2	ソフトウェア類	11
(1)	ソフトウェアの種類および数量	11
1. 3	管理支援	12
(1)	対象とする管理支援業務の概要	12
ア	貸出機器管理業務	12
イ	ライセンス管理業務	13
ウ	問い合わせ管理業務	13
エ	セキュリティ管理業務	13
オ	運用管理業務	13
(2)	管理支援の提供時間	14
(3)	利用者	14
(4)	管理支援の実施場所	14
ア	経済産業省 本省別館 (東京都千代田区霞が関1丁目3番1号)	14
イ	特許庁 本庁舎 (東京都千代田区霞が関3丁目4番3号)	14
ウ	受注者拠点 (日本国内であること)	14
(5)	諸設備・物品等	14
1. 4	災害発生時における対応設計	15
(1)	GSSが提供する以外のコミュニケーションツールの用意	15
1. 5	本業務および運用・保守軽減に向けた提案	15
(1)	発注者コストの低減	15
(2)	運用・保守事業者の事務コスト低減	15
(3)	応札者の事務コスト低減	15
(4)	当省職員の事務コスト低減	15

1 デバイス・ソフトウェア・管理にかかる調達概要

1.1 複合機等デバイス類

(1) デバイスの種類および数量

本調達において提供・管理を求めるデバイスの種類および台数を表1に示す。機種は、デバイス毎に同一機種で統一すること。

項番	種類	主な利用用途	台数
1	複合機	当省職員が GSS 端末及び業務用端末 (以下、「PC」という。) から各資料の印刷を行うとともにスキャナやコピー等に利用する。	577 台
2	フロアプリンタ (モノクロ)	当省職員が PC から各資料の印刷を行う。	101 台
3	フロアプリンタ (カラー)	同上	87 台
4	モバイルプリンタ	出張先等において当省職員が GSS 端末から各資料の印刷を行う。	57 台
5	モバイルスキャナ	出張先等において当省職員が各機関等から受領した資料を電子化する。	45 台
6	業務用端末	外部データ取込、Web 会議等 GSS 端末では対応が難しい場合に利用する端末	159 台

表 1. デバイスの種類および台数

(2) デバイス要件

受注者は、提示している機能・性能等については主要事項を参考とし、明示されていない事項についても用途別に最大限活用できるよう備えるべき事項については受注者の責任の下、完備すること。

ア 複合機

複合機に求める要件を表 2 に示す。なお、可能な限り省スペースなものを提案にすること。

項番	項目	要件
基本スペック		
1	最大消費電力	1.5kW 以下
2	電源	AC100V、50/60Hz
3	大きさ	620mm (幅) × 800mm (奥行) × 1,170mm (高さ) 以下
4	機械占有寸法	1,134mm (幅) × 790mm (奥行) 以下
5	重量	デバイス本体の重量を 120kg 以下
6	環境	国際エネルギースタープログラム Ver1.1 以上に適合していること。 公益財団法人日本環境協会認定のエコマーク商品であること。

		グリーン購入法適合の商品であること。
7	連続複写速度	A4 横でモノクロ 35 枚/分以上、フルカラー35/分枚以上、A3 でモノクロ 18 枚/分以上、フルカラー18 枚/分以上であること。
8	紙サイズ	A3、B4、A4、B5、A5 の普通紙及び再生紙、レター、はがき並びにラベルシートが印刷可能であること。
9	給紙容量	A3、B4、A4、B5 の用紙サイズを格納できる給紙トレイを 3 つ以上装着し、各給紙トレイに可能用紙を 500 枚以上セットできること。また、給紙トレイの給紙サイズは、必要に応じ、変更できること。
10	手差しトレイ	標準装備していること。
11	両面自動印刷機能	提供すること。
12	複写倍率	固定倍率で拡大 3 段階・縮小 4 段階以上であり、ズーム倍率で 25%～400%が可能であること。
13	印字機能	日付・ページ印字及び任意の用語の印字機能を有すること。
14	自動原稿送り装置積載枚数	100 枚以上であること。
15	ソート	スライドソート又は縦横ソートが可能なこと。
16	複数クライアント	複数のクライアント端末から同時にスプーリングができ、順次印刷できること。
基本性能・コピー機能		
17	一括消去	セキュリティ機能として、データストレージ及びメモリのデータを一括消去ができること。
18	状態表示	装置の操作及び運用に関する状態表示ができるものとし、故障・障害時には、その状況を表示すること。
19	印字	PC からの指示に基づいて印字することができ、文書の印刷をする際、入力原稿の形式に係らず、複数ページをまとめて(N-Up、モノクロ)で印刷できること。
20	遠隔確認	複合機出力ログ（印刷枚数等）を遠隔から確認できること。
21	メモリ	4GB 以上有していること。
22	暗号化	印刷データは暗号化により保護されていること。
プリンタ機能		
23	解像度	1,200dpi×1,200dpi 又は 600dpi×2400dpi 以上であること。
24	インターフェース対応	100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN インターフェース（RJ-45）を内蔵すること。 USB2.0 以上のインターフェースを 1 ポート以上有すること
25	プロトコル	Ethernet で使用するプロトコルは、TCP/IP、SMB、LPD、IPP1.1 対応であること。

26	認証	RFC4291 及び IEEE802.1X に対応していること。
27	メモリ	4GB 以上有していること。
28	対応 OS	Windows 11 対応。
29	出力制御	印刷時に暗証番号を設定する等により、出力の実行可否を制御できる機能を提供すること
30	無線 LAN 機能	IEEE 802.11a/b/g/n に対応していること
スキャナ機能		
31	原稿対応	40～49g/m ² の片面原稿、52～128g/m ² の片面原稿、両面原稿及び混載原稿に対応していること。
32	読取最大サイズ	A3 であること。
33	読取密度	主走査 600dpi×副走査 600dpi 以上であること。
34	読取速度	読取速度は 200DPI、A4 横で、モノクロ毎分両面 160 ページ、片面 80 ページ以上、カラー毎分両面 160 ページ、片面 80 ページ以上であること。
35	出力フォーマット	TIFF、JPEG、PDF、高圧縮 PDF に対応していること。
FAX 機能		
36	通信モード	G3 規格、加入電話回線に対応すること。
37	FAX 回線の集約	1 台の複合機において、複数の FAX 回線に接続し、送受信が可能なこと。
38	読取原稿サイズ	A3 サイズまで対応していること。
39	符号化方式対応	JBIG、MMR、MR、MH の符号化方式に対応していること。
40	送信方法	メモリ送信が可能なこと。
41	FAX 機能	オン・オフについて柔軟に対応可能なこと。
フィニッシャー機能		
42	ステープルモード対応	奥 1 ヶ所、手前 1 ヶ所、及びセンター 2 ヶ所のステープルモードに対応していること。
43	帳合機能	1 箇所留め(手前・奥)と 2 箇所留め等 3 通り以上のステープル位置が選択可能なこと。
44	ソート	スライドソート又は縦横ソートが可能なこと。
その他		
45	その他	当省が指定する拠点(26 拠点(全国)を想定)に設置すること。 複合機に必要なトナー等の消耗品(用紙を除く)の供給を含む保守に係る業務は、印刷数に応じた単価契約とする。なお、年間

	<p>の想定印刷枚数は 6500 万枚である。</p> <p>設定変更及び故障やインク容量等の状態把握をネットワーク経由で行えること。</p> <p>コピー、プリント、FAX の出力枚数・面数のログ記録をデバイスごとに行えること。</p> <p>デジタル庁 GSS 運用チームに複合機の資産情報を連携すること。</p> <p>WiFi 接続に対応していること。</p> <p>現行の複合機(Canon C5735F)と同等以上の性能を有すること。</p> <p>USB ケーブルを複合機 1 台につき 1 本付属すること</p>
--	--

表 2. 複合機要件

イ フロアプリンタ (モノクロ)

フロアプリンタ (モノクロ) に求める要件を表 3 に示す。なお、可能な限り省スペースなものを提案にすること。

項番	項目	要件
1	外形寸法	幅 514mm×奥行 828mm×高さ 739mm 以下とすること
2	重量	デバイス本体の重量は 18kg 以下とすること
3	プリント解像度	1,200dpi×1,200dpi 以上
4	プリント速度	片面(A4 横送り) : 30 枚/分 以上 両面(A4) : 17 ページ/分 以上
5	給紙容量	250 枚(A4 普通紙)以上(最大印刷サイズは A3 とする)
6	両面印刷	両面印刷が可能であること
7	インターフェース	イーサネット(100BASE-TX/10BASE-T)及び USB2.0 ポートを搭載していること
8	消費電力	最大 1400W 以下
9	電源	AC100V の商用電源から電源供給可能なこと
10	添付品	トナーを同梱(添付)すること
11	環境	国際エネルギースタープログラム Ver1.1 以上に適合していること 公益財団法人日本環境協会認定のエコマーク商品であること グリーン購入法適合の商品であること
12	用紙対応	A3、A4、B4 用紙に印刷が可能
13	出力制御	印刷時に暗証番号を設定する等により、出力の実行可否を制御できる機能を提供すること
14	ドライバ	Windows 用プリンタドライバーを提供すること
15	無線 LAN 機	IEEE 802.11a/b/g/n に対応していること

	能	
16	プリント機能	PCからのプリント機能を提供すること
17	ログ収集機能	フロアプリンタ毎に出力枚数または面数のログを記録し提供すること
18	その他	<p>当省が指定する拠点(全2拠点(関東圏内)を想定)に設置すること</p> <p>フロアプリンタの保守は単価契約ではなく、トナー等の消耗品は別途調達とする。ただし、デバイス故障時の修理対応は本業務の保守、もしくは、運用・保守事業者が行う保守に含む。</p> <p>設定変更及び故障やインク容量等の状態把握をネットワーク経由で行えること</p> <p>出力枚数・面数のログ記録をデバイスごとに行えること</p> <p>WiFi 接続に対応していること</p> <p>現行のフロアプリンタ(Canon LBP443i)と同等以上の性能を有すること</p>

表 3. フロアプリンタ (モノクロ) 要件

ウ フロアプリンタ (カラー)

フロアプリンタ (カラー) に求める要件を表 4 に示す。なお、可能な限り省スペースなものを提案にすること。

項番	項目	要件
1	外形寸法	幅 556mm×奥行 660mm×高さ 1,033mm 以下とすること
2	重量	デバイス本体の重量を 40kg 以下とすること
3	プリント解像度	1,200dpi×1,200dpi 以上
4	プリント速度	片面(A4 横送り) : 30 枚/分 以上 両面(A4) : 17 ページ/分 以上
5	給紙容量	250 枚(A4 普通紙)以上(最大印刷サイズは A3 とする)
6	両面印刷	両面印刷が可能であること
7	インターフェース	イーサネット(100BASE-TX/10BASE-T)及び USB2.0 ポートを搭載していること
8	消費電力	最大 1400W 以下
9	電源	AC100V の商用電源から電源供給可能なこと
10	添付品	トナーを同梱(添付)すること
11	環境	<p>国際エネルギースタープログラム Ver1.1 以上に適合していること</p> <p>公益財団法人日本環境協会認定のエコマーク商品であること</p> <p>グリーン購入法適合の商品であること</p>

12	用紙対応	A3、A4、B4 用紙に印刷が可能
13	出力制御	印刷時に暗証番号を設定する等により、出力の実行可否を制御できる機能を提供すること
14	ドライバ	Windows 用プリンタドライバを提供すること
15	無線 LAN 機能	IEEE 802.11a/b/g/n に対応していること
16	プリント機能	PC からのプリント機能を提供すること
17	ログ収集機能	フロアプリンタ毎に出力枚数または面数のログを記録し提供すること
18	その他	<p>当省が指定する拠点(全7拠点を想定)に設置すること</p> <p>フロアプリンタの保守は単価契約ではなく、トナー等の消耗品は別途調達とする。ただし、デバイス故障時の修理対応は本業務の保守、もしくは、運用・保守事業者が行う保守に含む。</p> <p>設定変更及び故障やインク容量等の状態把握をネットワーク経由で行えること</p> <p>出力枚数・面数のログ記録をデバイスごとに行えること</p> <p>WiFi 接続に対応していること</p> <p>現行のフロアプリンタ(Canon LBP852Ci)と同等以上の性能を有すること</p>

表 4. フロアプリンタ (カラー) 要件

エ モバイルプリンタ

モバイルプリンタに求める要件を表 5 に示す。なお、可能な限り軽量なものを提案にすること。

項番	項目	要件
1	プリント解像度	4,800dpi×1,200dpi 以上であること。
2	プリント速度	片面モノクロ：5 枚/分 以上であること。 片面カラー：3.5 枚/分 以上であること。
3	用紙対応	A5、A4 用紙に印刷が可能
4	両面印刷	両面印刷が可能であること。
5	消費電力	動作時：約 12W 以下であること。
6	電源	AC100V～240V の商用電源から電源供給可能なこと。
7	本体寸法	幅 364mm×奥行き 232mm×高さ 217mm 以下であること。 (通常使用時の寸法を指す)
8	重量	端末本体の重量が 2.3kg 以下であること。
9	対応 OS	Windows 11 対応。
10	キャリングケ	携帯用キャリングケースを付属すること。(プリンタと同一メ

	ース	ーカである必要はなし)
11	環境	グリーン購入法適合の商品であること。
12	その他	出張時に持ち出し可能なカラープリンタを、携帯用キャリングケースを含めて貸し出すデバイスを提供する。 出張時に持出可能な小型軽量でバッテリー動作可能なカラープリンタを 57 台以上提供すること。 モバイルプリンタの保守は単価契約ではなく、トナー等の消耗品は別途調達とする。ただし、デバイス故障時の修理対応は本業務の保守、もしくは、運用・保守事業者が行う保守に含む。 印字方式は、カラーインクジェット方式であること。 USB2.0 以上のインターフェースを 1 ポート以上有していること。 USB ケーブルをモバイルプリンタ 1 台につき 1 本付属すること。 現行デバイス(Canon TR153) と同等以上の性能であること。

表 5. モバイルプリンタ要件

オ モバイルスキャナ

モバイルスキャナに求める要件を表 6 に示す。なお、なるべく軽量なものを提案にすること。

項番	項目	要件
1	読み取り解像度	最高：600×600dpi 以上であること。
2	出力フォーマット	PDF の出力が可能であること。
3	インターフェース	PC に標準搭載された USB ポート(Hi-SpeedUSB2.0)に接続できること。
4	消費電力	動作時 3.0W 以下であること。
5	電源	AC100V～240V の商用電源から電源供給可能なこと。
6	本体寸法	364mm×186mm×69mm 以下であること。
7	重量	デバイス本体の重量が 600g 以下であること。
8	対応 OS	Windows 11 対応。
9	キャリングケース	携帯用キャリングケースを付属すること。(スキャナと同一メーカーである必要はなし)
10	環境	グリーン購入法適合の商品であること。
11	その他	持ち運び可能な小型軽量のスキャナであること。 モバイルスキャナの保守は単価契約ではなく、消耗品は別途調達とする。ただし、デバイス故障時の修理対応は本業務の保守、

		<p>もしくは、運用・保守事業者が行う保守を含む。</p> <p>バッテリー又は USB バスパワーでの動作が可能であること。</p> <p>複数枚の原稿を簡便に読み取りできる機能・仕組みを有すること。</p> <p>USB2.0 以上のインターフェースを 1 ポート以上有すること。</p> <p>USB ケーブルをモバイルスキャナ 1 台につき 1 本付属すること。</p> <p>現行デバイス(Canon DR-P208II)と同等以上の性能であること。</p>
--	--	--

表 6. モバイルスキャナ要件

カ 業務用端末

業務用端末に求める要件を表 7 に示す。

項番	項目	要件
1	主要要件	<p>Intel 第 13 世代 6 コア Corei5 以上、もしくは AMD6 コア Ryzen5 7000 シリーズ以上。</p> <p>16GB 以上のメモリサイズであること。</p> <p>256GB 以上の SSD 又は NVMe ストレージであること。</p> <p>日本語キーボード (JIS 配列準拠) を有していること。</p> <p>グラフィックスカードが DirectX12 以上(WDDM2.0 ドライバー)に対応していること。</p>
2	ディスプレイ	<p>13 インチ以上のサイズであること。</p> <p>横 1920 ピクセル、縦 1080 ピクセル以上の解像度であること。</p> <p>10 点マルチタッチに対応していること。</p>
3	セキュリティ	<p>TPM2.0 (ディスクリット型) 又は準拠したチップを搭載していること。</p> <p>WindowsHello 顔認証サインインに対応していること。</p> <p>セキュリティスロットを具備していること。</p> <p>ローカルディスクの暗号化を行うこと。</p>
4	ネットワーク	<p>Wi-Fi6(a/b/g/n/ac/ax 又は互換)及び Wi-Fi6E に対応していること。</p> <p>上記において、必要な技術基準適合証明が取得済みであること。</p> <p>100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN インターフェース (RJ-45) を内蔵すること。なお、RJ-45 端子を有しない場合は、有線 LAN アダプタを 159 個納入すること。ただし、MAC アドレスパススルー等により、端末側の MAC アドレスで通信</p>

		可能な端末純正品とすること。
5	ソフトウェア	Windows11 版が使用可能であること。
6	インターフェース	USB-A を 1 ポート以上、USB-C を 1 ポート以上使用可能であること。 3.5mm ヘッドフォンジャック又はアダプタ等にてヘッドセット等を接続可能であること。 Bluetooth ワイヤレス 5.0 以上 に対応していること。 HDMI 及び USB-C を内蔵し、外部 4K モニターを使用できること。 USB-C の 1 ポート以上がオルタネートモード、USB 充電に対応していること。
7	バッテリー	JEITA2.0 測定において、少なくとも 11 時間以上の駆動時間であること。
8	マウス	Bluetooth により接続できる外付けマウスを含むこと。 ホイールを備えていること。 左右ボタンを備えていること。 サイドボタン（2つ）備えていること。
9	のぞき見防止	左右からの、のぞき見防止（プライバシーフィルター）に対応していること。 のぞき見防止に対応した状態でタッチパネルに対応していること。
10	カメラ、マイク、スピーカー	Web 会議ソフトウェアによる動画オンライン会議が可能な 720pHD 以上のカメラ及び、マイク、スピーカーを内蔵していること。
11	重量	端末本体の重量が 1,300g 以下とする。なお、物理的なプライバシーフィルターの重量を含むこととし、マウス及び電源アダプタは重量に含まない。
12	堅牢性	米軍調達基準（MIL-STD-810G 移行）を満たしていること。
13	想定機種	HP : Elite Dragonfly G4 Dynabook : G83/KW DELL : Latitude5340
14	環境	国際エネルギースタープログラムに適合していること。
15	その他	業務用端末のデバイス故障時の修理対応は本業務の保守、もしくは、運用・保守事業者が行う保守を含む。

表 7. 業務用端末要件

1. 2 ソフトウェア類

(1) ソフトウェアの種類および数量

本調達において、ライセンスの供与を求めるソフトウェアの利用用途・数量を表 8 に示す。「別調達」としたものについて、ライセンスの供与は不要だが、1. 3に記載の「管理支援」を行うこと。なお、以下に示すものは令和 6 年 7 月時点のものであり、増減する可能性がある。

項番	調達対象のソフトウェア	利用用途	数量
1	障がい者支援用ソフトウェア	音声読み上げ機能により視覚障がい者の業務を支援するソフトウェア	15
2	生成 AI サービス ※別調達	要約や分析、提案等の業務を効率化するサービス	1,000
3	チャットボット	当省職員からの各種問合せに対して、自動応答を行うサービス	1
4	Unitalk (SoftBank Calling for Office) ※別調達	当省職員向けの Teams 電話に個人番号を割り当てるサービス	11,300
5	ウイルス対策ソフトウェア	業務用端末において、マルウェア等のウイルス対策を実施するソフトウェア	159
6	コミュニケーションツール ¹	大規模災害等の発災時において一部職員がコミュニケーションを行う GSS が提供する以外のコミュニケーションツール	500

表 8. ソフトウェアの種類および数量

1. 3 管理支援

(1) 対象とする管理支援業務の概要

ア 貸出デバイス管理業務

受注者は、本業務を行うための「各種台帳」、「取扱説明書」、「運用マニュアル」、「チャットボット向け FAQ」を作成すること。

受注者は、複合機、フロアプリンタ (モノクロ)、フロアプリンタ (カラー)、モバイル

¹ 本ツールは以下のような機能を備えたツールであること。

- ・ 公開チャンネル、非公開チャンネル、複数人のダイレクトメッセージなど多階層のコミュニケーション構造を有し、プロジェクトやチームごとのアクセス制御や情報管理が容易に行えること。
- ・ 音声通話等の同期コミュニケーションが手軽に行える機能を有すること。
- ・ チャンネルでの投稿、ダイレクトメッセージ問わず、特定のメッセージに対してスレッド形式で返信し、関連した会話を整理できる機能を有すること。
- ・ パソコンやスマートフォンなど、複数のデバイスで利用可能なこと。
- ・ 当省職員が直感的に操作できるインターフェースを有すること。
- ・ ワークフローの起動やチャンネルへのメンバー追加等の様々な操作をスラッシュコマンドで実行できる機能を有すること。

ルプリンタ、モバイルスキャナ、PC および、公用タブレット管理のデバイス管理を実施すること。当省職員から当省が管理する各種デバイスの貸出申請を受け、必要な対応を行うこと。

当省が管理する各種デバイスの貸出し対応・返却対応・在庫管理・貸出し前のセッティングを実施すること。また必要に応じてデバイスベンダへ定期保守・故障対応等を依頼すること。

また、当省職員から、GSS 端末（運用上で必要な予備機を含むのものとする。）に関する各種許可等の問い合わせを受け、GSS ヘルプデスクと連携しながら必要な対応を行う。また、返却された GSS 端末について、初期化作業およびキッティングを行い、新規に貸出すための対応を行うこと。なお、本省（本館及び別館）及び特許庁（特許庁本庁舎）の当省職員に対して、GSS 端末を配布する一次展開補助を実施すること。

イ ライセンス管理業務

受注者は、本業務を行うための「各種台帳」、「運用マニュアル」、「チャットボット向け FAQ」を作成すること。

受注者は、障がい者支援用ソフトウェア、生成 AI サービス、Unitalk（SoftBank Calling for Office）、ウイルス対策ソフトウェア、コミュニケーションツール、外部公開用 Web 向け CMS、コミュニケーション管理（メールマガジン等にかかるもの）、ノーコードツールのライセンス管理を実施すること。受注者は、当省職員から当省が独自で管理する各種ソフトウェアの利用申請を受け、必要な対応を行うこと。

当省が提供する各種ソフトウェア等に関するライセンスの利用状況を管理すること。

ウ 問い合わせ管理業務

受注者は、本業務を行うための「各種台帳」、「運用マニュアル」、「チャットボット向け FAQ」を作成すること。

受注者は、当省職員から各種問合せ、不具合対応、貸出デバイス故障等の受付を実施すること。また、当省職員の各種問合せに対して自動応答が可能となるようチャットボットを管理・運用すること。

エ セキュリティ管理業務

受注者は、本業務を行うための「各種台帳」、「運用マニュアル」、「チャットボット向け FAQ」を作成すること。

受注者は、当省が整備する各種機器・サービス・個別システム（当省各課室が管理）、GSS 端末・GSS ネットワークにおいて、情報セキュリティインシデント・情報漏えい事故等の連絡があった場合、当省管理者へ報告すること。

オ 運用管理業務

受注者は、本業務を行うための「各種台帳」、「運用マニュアル」、「チャットボット向け FAQ」を作成すること。

受注者は、当省が所有する各種デバイスの管理の他、取扱説明書改善といった管理支援業務の品質向上に向けて必要な対応を行うこと。

本業務をサポートするための管理ツールについては、仕様書 9（1）に記載する資料閲覧での情報も参考とした上で、必要な機能や性能を担保できるものとする。詳細については担当職員と協議し、承認を受けること。

（2）管理支援の提供時間

行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く日の 8 時 30 分から 18 時 15 分までとする。

ただし、当省職員が実施する申請や問合せに関する受付については 24 時間 365 日実施できることを想定している。

（3）利用者

当省職員 約 11,300 名
課室等管理者 約 440 名（当省職員の内数）

（4）管理支援の実施場所

- ア 経済産業省 本省別館（東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号）
- イ 特許庁 本庁舎（東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号）
- ウ 受注者拠点（日本国内であること）

（5）諸設備・物品等

管理支援業務に係る執務環境を経済産業省本省別館及び、特許庁本庁舎（デバイス等の貸出窓口）に設置する。

なお、必要な諸設備及び物品について、現段階の想定を表 9 に示す。

項番	設備	要件
1	管理支援業務 執務室	管理支援業務の執務室は経済産業省本省別館及び特許庁本庁舎に設ける。 以下の当省設備等の貸出しは可能である。ただし、この他に必要な物品がある場合は、当省と協議の上、受注者にて用意すること。 ・電源 ・机、椅子 ・書庫 ・GSS 端末 ※GSS 端末（使用する台数等については当省と協議）は、本調達の範囲内で使用することとし、原則、受注者による OS の再インストールや任意のソフトウェアを追加インストールする

		ことはできない。本業務遂行において、ソフトウェアの追加インストールが必要な場合は、当省と協議すること。
2	デバイス保管場所	貸出デバイスは当省が指定する場所で管理すること。

1. 4 災害発生時におけるコミュニケーションツールの用意

(1) GSS が提供する以外のコミュニケーションツールの用意

受注者は大規模災害等の発災時等、GSS 提供のコミュニケーションツールが利用できない場合においても一部の当省職員（500 名を想定）が業務可能となることを想定し、必要なライセンスを提供し、利用できる環境を用意すること。なお、利用開始は令和 8 年度とする。

1. 5 本業務および運用・保守軽減に向けた提案

(1) 発注者コストの低減

応札者は本業務を行うにあたり、複合機等デバイス類の入替えにかかる工程において、発注者の調整コスト（例として、スケジュール、設置スペース）等が軽減されるための方策を提案すること。

(2) 運用・保守事業者の事務コスト低減

応札者は運用・保守事業者が本業務を引き継ぐ事も踏まえた上で当該者の事務コストが軽減されるための方策を提案すること。

(3) 応札者の事務コスト低減

応札者はその他各種業務等において事務コストが軽減されるための方策を提案すること。

(4) 当省職員の事務コスト低減

応札者は当省職員の利用申請や問い合わせが円滑に行え、当省職員の事務コストが低減できるようにするための方策を提案すること。